「指定整備記録簿の記載要領について」の一部改正について

独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程が一部改正され、制動装置及び前照灯の検査の基準が別添のとおり一部変更されましたのでお知らせします。

別添

「指定整備記録簿の記載要領について」（平成７年３月２７日付け自整第６７号）の一部改正について

新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
自 整 第 ６ ７ 号 平成７年３月 27 日 各地方運輸局自動車技術安全部長　殿 沖縄総合事務局運輸部長　殿 物流・自動車局自動車整備課長 指定整備記録簿の記載要領について 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成７年運輸省令第８号）が平成７年２月２８日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。 省令の施行に伴い、指定整備記録簿（以下「記録簿」という。）の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図られたい。 記 １．～５．（略） 附則（略） 附則（令和６年８月６日　国自整第１０５号） １　本改正規定は、令和６年８月６日から施行する。 別紙 黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例　（略）	自 整 第 ６ ７ 号 平成７年３月 27 日 各地方運輸局自動車技術安全部長　殿 沖縄総合事務局運輸部長　殿 自動車交通局技術安全部整備課長 指定整備記録簿の記載要領について 道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（平成７年運輸省令第８号）が平成７年２月２８日に公布され、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行日から施行されることとなった。 省令の施行に伴い、指定整備記録簿（以下「記録簿」という。）の記載要領については、下記によることとしたので、関係者に対し周知徹底を図られたい。 記 １．～５．（略） 附則（略） （新設） 別紙 黒煙及び粒子状物質の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

新

１．黒煙規制車の検査について（略）
２．オパシ規制車の検査について
（１）（略）
（削除）

前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例
(1) （略）
(2) すれ違い用前照灯の検査により判断した場合
① すれ違い用前照灯試験機による検査でカットオフ有りの場合

前　照　灯		
取付高さ	右 すれ違い灯 ５８ cm	左 ５８ cm
光軸	下 １０ cm	下 １０ cm
	左・右 ５ cm	左・右 ２０ cm
光度	主×100 cd	主×100 cd
	副×100 ８０ cd	副×100 ８０ cd

(注)「取付高さ」の欄に「すれ違い灯」を記入する。(以下、②、③、④及び⑤についても同じ。)

(注)「光軸」を「エルボー点の位置」と読み替えて数値を記入する。(以下、②についても同じ。)

(注)「光度」の（副）の欄に測定光度の値を記入する。(以下、②及び③についても同じ。)

旧

１．黒煙規制車の検査について（略）
２．オパシ規制車の検査について
（１）（略）
（２）黒煙測定器を用いて判断した場合（経過措置）

黒煙・粒子状物質
視認・テスタ ２０ % m^{-1}

前照灯の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例
(1) （略）
(2) すれ違い用前照灯の検査により判断した場合
① すれ違い用前照灯試験機による検査でカットオフ有りの場合

前　照　灯		
取付高さ	右 すれ違い灯 ５８ cm	左 ５８ cm
光軸	下 １０ cm	下 １０ cm
	左・右 ５ cm	左・右 ２０ cm
光度	主×100 cd	主×100 cd
	副×100 ８０ cd	副×100 ８０ cd

(注)「取付高さ」の欄に「すれ違い灯」を記入する。(以下、②及び⑤についても同じ。)

(注)「光軸」を「エルボー点の位置」と読み替えて数値を記入する。(以下、②についても同じ。)

(注)「光度」の（副）の欄に測定光度の値を記入する。(以下、②及び③についても同じ。)

新

②（略）
③　カットオフラインが確認できない場合（レンズの表面にくもりがないものに限る）又は、カットオフ無しの場合（指定自動車等以外の自動車に限る）

前　照　灯		
取付高さ	右	左
	すれ違い灯 カットオフ無し ５８ cm	５８ cm
光軸	下 ５ cm	下 ５ cm
	左・右 １０ cm	左・右 １０ cm
光度	主×100 cd	主×100 cd
	副×100 ８０ cd	副×100 ８０ cd

（注）「取付高さ」の欄にカットオフが確認できない場合は「カットオフ不明確」、カットオフが無い場合は「カットオフ無し」と記入する。

旧

②（略）
③　カットオフ無しの場合

前　照　灯		
取付高さ	右	左
	すれ違い灯 カットオフ無し ５８ cm	５８ cm
光軸	下 ５ cm	下 ５ cm
	左・右 １０ cm	左・右 １０ cm
光度	主×100 cd	主×100 cd
	副×100 ８０ cd	副×100 ８０ cd

（注）「取付高さ」の欄に「カットオフ無し」と記入する。

新	旧
④カットオフラインの位置により判断した場合（二輪自動車及び側車付二輪自動車に限る）	（新設）

前　照　灯		
取付高さ	右	左
	すれ違い灯 カットオフライン ５８　cm	cm
光軸	下 ５－６　cm	下 Cm
	左　・　右 cm	左　・　右 cm
光度	主×100 cd	主×100 cd
	副×100 ３５　cd	副×100 cd

（注）「取付高さ」の欄に「カットオフライン」と記入する。

（注）「光軸の上下」の欄に右 26cm 及び右 44cm の点のカットオフラインの位置を間に「－」を挟んで記入する。

新	旧
⑤カットオフラインの位置により判断した場合（二輪自動車及び側車付二輪自動車において、環境が整うまでの間に検査するものに限る） 前　照　灯 取付高さ　右：すれ違い灯 特例ライン ５８ cm　左：　cm 光軸　右：下 ５－６ cm　左：下　Cm 光軸　右：左・右　cm　左：左・右　cm 光度　右：主×100 １００ cd　左：主×100　cd 光度　右：副×100 ４５ cd　左：副×100　cd （注）「取付高さ」の欄に「特例ライン」と記入する。 （注）「光軸の上下」の欄に右26cm及び右44cmの点のカットオフラインの位置を間に「－」を挟んで記入する。 （注）「光度」についてすれ違い灯の測定光度の値を（副）の欄に記入する。 なお、走行用前照灯の測定光度で判断した場合には（主）の欄にも記入する。	（新設）

新

制動装置の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

(1) 制動力の総和を自動車の重量で除した値が 4.90N/kg 以上であることにより判断した場合

制動力				
前軸	(略)			
後軸	後前軸	右 N	軸重 kg	左右差 N
		左 N	N/kg	N/kg
	後後軸	右 1600 N	軸重 440 kg	左右差 100 N
		左 1500 N	7．04 N/kg	0．23 N/kg
計		8900 N	車両重量	8．59 N/kg
手動		2400 N	1035 kg	2．31 N/kg

(2) 降雨等の天候条件によりブレーキ・テスタのローラーが濡れていると自動車検査員が判断し、制動力の総和を自動車の重量で除した値が 3.92N/kg 以上であることを適用した場合

制動力				
前軸	(略)			
後軸	後前軸	右 N	軸重 kg	左右差 N
		左 N	N/kg	N/kg
	後後軸	右 800 N	軸重 440 kg	左右差 100 N
		左		

旧

制動装置の検査に係る「検査機器等による検査」の欄の記載例

(1) 制動力の総和を自動車の重量で除した値が 4.90N/kg 以上であることにより判断した場合

制動力				
前軸	(略)			
後軸	後前軸	右 N	軸重 kg	左右差 N
		左 N	N/kg	N/kg
	後後軸	右 1600 N	軸重 440 kg	左右差 100 N
		左 1500 N	7．05 N/kg	0．23 N/kg
計		8900 N	車両重量	8．60 N/kg
手動		2400 N	1035 kg	2．32 N/kg

(2) 降雨等の天候条件によりブレーキ・テスタのローラーが濡れていると自動車検査員が判断し、制動力の総和を自動車の重量で除した値が 3.92N/kg 以上であることを適用した場合

制動力				
前軸	(略)			
後軸	後前軸	右 N	軸重 kg	左右差 N
		左 N	N/kg	N/kg
	後後軸	右 800 N	軸重 440 kg	左右差 100 N
		左		

新

		７００ N	３．４０ N/kg	０．２３ N/kg
計		４４００ N	車両重量 １０３５ kg	湿 ４．２５ N/kg
手動		２４００ N		２．３１ N/kg

(注) (略)

(3) 前軸の全車輪がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合

制動力				
前軸	(略)			
後軸	後前軸	右 N	軸重 kg	左右差 N
		左 N	N/kg	N/kg
	後後軸	右 ８００ N	軸重 ４４０ kg	左右差 １００ N
		左 ７００ N	３．４０ N/kg	０．２３ N/kg
計		４４００ N	車両重量 １０３５ kg	４．２５ N/kg
手動		２４００ N		２．３１ N/kg

旧

		７００ N	３．４１ N/kg	０．２３ N/kg
計		４４００ N	車両重量 １０３５ kg	湿 ４．２５ N/kg
手動		２４００ N		２．３２ N/kg

(注) (略)

(3) 前軸の全車輪がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合

制動力				
前軸	(略)			
後軸	後前軸	右 N	軸重 kg	左右差 N
		左 N	N/kg	N/kg
	後後軸	右 ８００ N	軸重 ４４０ kg	左右差 １００ N
		左 ７００ N	３．４１ N/kg	０．２３ N/kg
計		４４００ N	車両重量 １０３５ kg	４．２５ N/kg
手動		２４００ N		２．３２ N/kg

新	旧
(4)　主制動装置を除く制動装置において、当該装置を備える車軸の全ての車輪（推進軸制動の場合には推進軸）がロックしたことより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合	（新設）

制　動　力				
前軸	前前軸	右 ２８００ N	軸重 ５９５ kg	左右差 ２００ N
		左 ３０００ N		０．３４ N/kg
	前後軸	右 N	軸重 kg	左右差 N
		左 N		N/kg
後軸	後前軸	右 N	軸重 kg	左右差 N
		左 N	N/kg	N/kg
	後後軸	右 １６００ N	軸重 ４４０ kg	左右差 １００ N
		左 １５００ N	７．０４ N/kg	０．２３ N/kg
計		８９００ N	車両重量 １０３５ kg	８．５９ N/kg
手動		全車輪ロック １９００ N		１．８３ N/kg

（注）ロックする直前の制動力を計測し、手動欄に計測値を記入するとともに、制動力計測値付近に「全車輪ロック」、推進軸制動の場合は「推進軸ロック」と記入する。

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>(5) 主制動装置を除く制動装置において、次に掲げる被牽引自動車であって路上で当該装置を備える車軸の全ての車輪がロックしたことにより、制動力の総和が基準に適合しているものとみなすことを適用した場合
①主制動装置を省略している車両総重量750kg以下の被牽引自動車
②慣性制動装置による主制動装置を備える車両総重量3.5t以下の被牽引自動車

<table><tr><td>走行テスト等の方法と結果</td><td>路上試験において制動装置を備える車軸の全ての車輪のロックを確認</td></tr></table>
電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合の記載例　(略)</td><td>(新設)

電子制御装置整備の一部を他の自動車特定整備事業者に外注した場合の記載例　(略)</td></tr>
</table>